

被爆者手当と介護保険利用助成について

- 各種手続きの方法など詳細については、市町役場または県庁被爆者支援課にお問い合わせください。また、広島県ホームページに「原爆被爆者の援護のしおり」を掲載しておりますので、ご参考としてください。
- 広島市長など、広島県知事以外から被爆者健康手帳の交付を受けている場合は、交付を受けた都道府県、広島市または長崎市の被爆者援護の担当課にお問い合わせください。

広島県健康福祉局被爆者支援課

被爆者手当について

原爆被爆者手当は、被爆者の福祉に役立てるため、国の制度に基づき、毎月支給されているものです。手当の種類および額は、次のとおりです。

手当等の種類	手 当 等 を 受 け ら れ る 人	手当等の金額
① 健康管理手当	次の11の病気のいずれかにかかっている人（ただし、原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除きます） 1 造血機能障害（貧血症、鉄欠乏性貧血など） 2 肝臓機能障害（慢性肝炎、肝硬変など） 3 細胞増殖機能障害（悪性新生物など） 4 内分泌腺機能障害（糖尿病、甲状腺機能低下症など） 5 脳血管障害（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞など） 6 循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） 7 腎臓機能障害（慢性腎炎、慢性腎不全、ネフローゼ症候群など） 8 水晶体混濁による視機能障害（白内障） 9 呼吸器機能障害（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） 10 運動器機能障害（変形性脊椎症、変形性関節症、骨粗しょう症など） 11 潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）	月 34,970 円
② 保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	月 17,540 円
	上記の人で、原爆が原因で身体上に一定の障害や傷痕等（ケロイド）のある人や70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	月 34,970 円
③ 原爆症認定申請	被爆者の負傷又は疾病が原子爆弾の放射線による傷害作用に起因し、現に医療を要する状態にある人が認定	—
④ 医療特別手当	原爆が原因でなった傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人（認定被爆者）	月 142,170 円
⑤ 特別手当	原爆が原因で傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその傷病が治った人	月 52,500 円
⑥ 介護手当	費用介護 原爆の影響による精神上又は身体上の障害のために、費用を支出し介護を受けている人 〔 重度：身障手帳1級及び2級の一部程度 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度 〕 ※介護保険における要介護度とは異なります。	(重度) 月 105,560 円 以内 (中度) 月 70,360 円 以内
	家族介護 原爆の影響による重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出しないで家族等の介護を受けている人	月 22,320 円
⑦ 原子爆弾小頭症手当	原爆の放射能が原因で小頭症状態にある人	月 48,930 円
⑧ 葬祭料	被爆者が死亡されたときにその葬祭を行った人（ただし、原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除きます）	212,000 円

(注1) ①, ②, ④, ⑤は併給されません。

(注2) ⑥は、介護を受けている被爆者本人が申請人となります。また、特別障害者手当とは併給調整されます。

(注3) ⑥のうち、「費用介護」については、上記の上限額を超えて費用を支出された場合には、介護手当付加金の支給対象となります。

(注4) 金額は、令和3年4月からの支給額です。

被爆者介護保険サービスの利用助成について

①介護保険サービスに対する利用料助成【福祉系】

		対象サービス	支給対象経費
介護 給付	居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）【所得制限あり※】	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担（1割～3割）に相当する額
		通所介護（デイサービス）	
		短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		認知症対応型通所介護	
		小規模多機能型居宅介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
	施設サービス	地域密着型通所介護	
		認知症対応型共同生活介護	
予防 給付	介護予防サービス	介護老人福祉施設	
	地域密着型介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	
		介護予防認知症対応型通所介護	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	
支援 総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	
		訪問型サービス	第1号訪問事業【所得制限あり※】 （サービス種類コードA1及びA2に限る）
		通所型サービス	第1号通所事業（サービス種類コードA5及びA6に限る）

※ 生計中心者が所得税を課せられていない世帯に属する人が対象となります。

（利用方法）

- 被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提示してください。
ただし、訪問介護、第1号訪問事業については、「被爆者訪問介護利用助成受給者証」または、「訪問介護利用者負担額減額認定証」の提示も必要となります。
- なお、利用者負担金を支払った場合は、償還払申請で払い戻しを受けることができます。

②介護保険サービスに対する公費負担【医療系】

		対象サービス	支給対象経費
介護 給付	居宅サービス	訪問看護	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担（1割～3割）に相当する額
		訪問リハビリテーション	
		居宅療養管理指導	
		通所リハビリテーション	
		短期入所療養介護	
施設サービス	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
	介護医療院		
予防 給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハビリテーション	
		介護予防居宅療養管理指導	
		介護予防通所リハビリテーション	
		介護予防短期入所療養介護	

（利用方法）

- 被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提示してください。
- なお、利用者負担金を支払った場合は、償還払申請で払い戻しを受けることができます。

（注）福祉用具貸与・購入費の補助

介護保険法に定める福祉用具貸与・購入費利用者のうち住民税非課税世帯の方に、利用者負担額の2分の1相当額（年1回2万円を限度）を補助する制度があります。

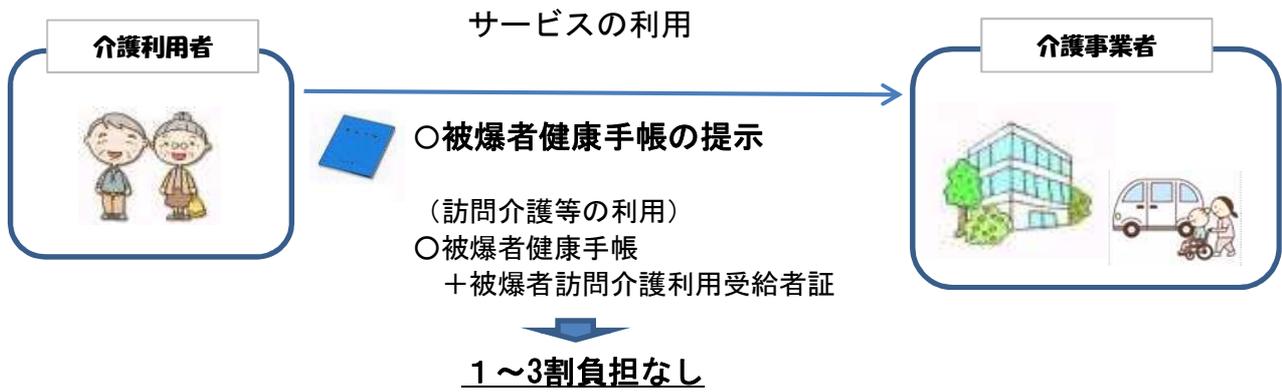
【（公財）広島原爆障害対策協議会 電話：082-243-2451】にお問い合わせください。

**お問い合わせ先：広島県被爆者支援課 ☎082-513-3115 または各市町役場、
広島市にお住まいの方は広島市（各区役所）にお問い合わせください。**

原爆被爆者の介護保険サービスに対する公費助成（負担）制度一覧

※ 公費助成（負担）の対象となる介護保険サービス：○医療の給付，●利用助成，▲利用助成（所得制限あり）

居宅サービス		介護予防サービス	
居宅介護支援	介護支援専門員が介護サービス計画作成や連絡調整を行います。	介護予防支援	地域包括支援センターの保健師等が要支援者の介護予防サービス計画作成や連絡調整を行います。
▲ 訪問介護	居宅で訪問介護員による入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。
訪問入浴介護	入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。	○ 介護予防訪問看護	介護予防を目的として、居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
○ 訪問看護	居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。	○ 介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的として、居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
○ 訪問リハビリテーション	居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。	○ 介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
○ 居宅療養管理指導	病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。	介護予防福祉用具貸与	介護予防に資する福祉用具の貸与を行います。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行います。	特定介護予防福祉用具販売	介護予防に資する入浴・排泄用具の購入費を支給します。
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄用具の購入費を支給します。	介護予防住宅改修	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。
住宅改修	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。	○ 介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的として、介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
● 通所介護	定員 19 名以上の通所介護事業所に通う者に、入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	● 介護予防短期入所生活介護	介護予防を目的として、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話をを行います。
○ 通所リハビリテーション	介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。	○ 介護予防短期入所療養介護	介護予防を目的として、介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話をを行います。
● 短期入所生活介護	老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話をを行います。	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防を目的として、有料老人ホーム等に入居する要支援者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話をを行います。
○ 短期入所療養介護	介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話をを行います。	地域密着型介護予防サービス	
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話をを行います。	● 介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等に通う認知症の要支援者に、入浴、排泄等の介護や世話をを行います。
地域密着型サービス		● 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者が介護予防を目的として、居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話をを行います。
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて 1 日複数回の定期訪問と随時の随時により、居宅で訪問介護員による介護等の世話や看護師等による療養上の世話をを行います。	● 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援者が介護予防を目的として、少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話をを行います。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問や随時により居宅で訪問介護員による介護等の世話をを行います。	施設サービス	
● 地域密着型通所介護	デイサービスセンター等（定員 18 人以下の事業所が対象）に通う者に入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	● 介護老人福祉施設	常時介護が必要で、居宅での介護が困難な人を入所させ、介護等日常生活上の世話をを行います。
● 認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等に通う認知症の要介護者に入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	○ 介護老人保健施設	看護、医学的管理下での介護、医療、日常生活上の世話をを行います。
● 小規模多機能型居宅介護	居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	○ 介護療養型医療施設	医療の必要性が高い人を入院させ、療養上の管理看護、医学的管理下での介護等の世話をを行います。
● 認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護者が少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話をを行います。	○ 介護医療院	日常的な医学管理が必要な重介護者を受入れ、長期療養のための医療と日常生活上の介護等の世話を一体的に行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等（入居定員 29 人以下）に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて受ける介護等の世話をを行います。	介護予防・日常生活支援総合事業	
● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム（入所定員 29 人以下）に入所させ、介護等日常生活上の世話をを行います。	▲ 訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供（サービス種類コード A1 及び A2 に限る）
● 看護小規模多機能型居宅介護	居宅、通い・宿泊や訪問（介護・看護）サービスを組み合わせ提供することにより、介護等の世話や療養上の世話をを行います。	● 通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供（サービス種類コード A5 及び A6 に限る）

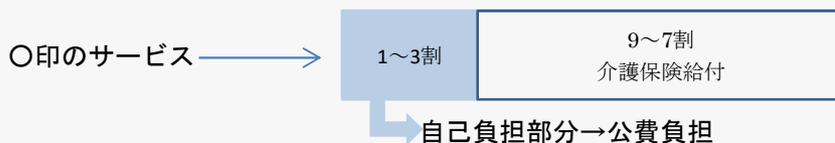


1 介護保険サービスに対する医療の給付（公費負担）

- 被爆者の方が，特定の介護保険サービスを利用した場合に負担する自己負担額（1～3割）を国が負担する制度です。（現物給付）

※「特定の介護保険サービス」・・・前ページの○のサービス

- 利用する場合は，被爆者健康手帳の提示が必要になります。



- 償還払い
被爆者一般疾病医療機関以外の利用や被爆者健康手帳の提示なく介護保険サービスを利用し，自己負担（1～3割）を支払った場合は，償還払いの方法により給付を受けることができます。
- 手続き
一部負担金相当額支給申請書に，領収書（原本），介護給付費明細書(写)，高額介護サービス費の支給決定通知書（原本）とその内訳がわかる書類添付して申請してください。

2 介護保険サービスの利用助成（公費助成）

- 被爆者の方が，特定の介護保険サービスを利用した場合に負担する自己負担額（1～3割）を県が助成する制度です。

※「特定の介護保険サービス」・・・前ページの●及び▲のサービス

- 利用する場合は，被爆者健康手帳の提示が必要になります。
訪問介護を利用する場合は，「被爆者訪問介護利用助成受給者証」の提示が必要です。

※「被爆者訪問介護利用助成受給者証」・・・前年の所得税が非課税の世帯に属する被爆者の方からの申請により交付されるもの。

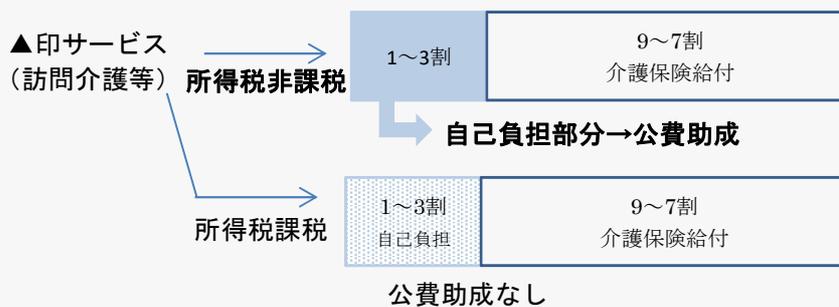
(1) 訪問介護等を除く特定のサービスの利用 (●印のサービス)

- 被爆者健康手帳を提示することにより、自己負担額(1～3割)を支払うことなくサービスを利用することができます。(現物給付)



(2) 訪問介護等の利用 (▲印のサービス)

- 被爆者健康手帳及び被爆者訪問介護利用助成受給者証を提示することにより、自己負担額(1～3割)を支払うことなくサービスを利用することができます。(現物給付)
- 生計中心者が所得税を課せられていない世帯に属する被爆者が対象となります。



被爆者訪問介護利用助成受給者証

(新規申請手続き)

- 被爆者訪問介護利用助成受給資格認定申請書をお住まいの市町に提出してください。

(更新手続き)

- 認定期間の終期(各年6月30日)において、引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、更新手続きが必要です。県から送付する更新用申請書を提出してください。

(3) 償還払い

- 償還払い
県外介護事業所の利用や被爆者健康手帳の提示なく介護保険サービスを利用し、自己負担額(1～3割)を支払った場合は、償還払いにより助成を受けることができます。
- 手続き
償還払用の助成金支給申請書に、領収書(原本)、サービス利用票、サービス利用票別表、介護保険被保険者証(写し)、訪問介護の場合は被爆者訪問介護利用助成受給者証の写しを添付して申請してください。

お問い合わせ先一覧について

ご不明な点は、お住まいの区域の担当部署にお問い合わせください。

■広島市以外の広島県内市町

所 属	部 課 名	電話番号
呉 市	呉市保健所 地域保健課 医務グループ	0823-25-3534
竹 原 市	市民生活部 市民課 医療年金係	0846-22-7734
三 原 市	保健福祉部 社会福祉課 社会福祉係	0848-67-6058
尾 道 市	福祉保健部 社会福祉課 庶務係	0848-38-9123
福 山 市	保健福祉局 福祉部 福祉総務課 福祉担当	084-928-1045
府 中 市	健康福祉部 福祉課 地域福祉係	0847-43-7148
三 次 市	市民部 市民課 保険年金係	0824-62-6134
庄 原 市	生活福祉部 保健医療課 医療予防係	0824-73-1155
大 竹 市	健康福祉部 保健医療課 健康増進係	0827-59-2153
東 広 島 市	健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係	082-420-0932
廿 日 市 市	福祉保健部 保険課 医療係	0829-30-9160
安 芸 高 田 市	福祉保健部 社会福祉課 社会福祉係	0826-42-5615
江 田 島 市	福祉保健部 保健医療課 医療保険係	0823-43-1639
府 中 町	福祉保健部 福祉課 地域福祉係	082-286-3162
海 田 町	福祉保健部 社会福祉課 社会福祉係	082-823-9207
熊 野 町	健康福祉部 社会福祉課	082-820-5635
坂 町	民生部 保険健康課 保険健康係	082-820-1504
安 芸 太 田 町	福祉課 社会福祉係	0826-25-0250
北 広 島 町	福祉課 生活福祉係	050-5812-1851
大 崎 上 島 町	保健衛生課 保健事業係	0846-62-0303
世 羅 町	健康保険課 健康増進係	0847-25-0134
神 石 高 原 町	保健福祉課 健康係	0847-89-3366

■広島県被爆者支援課

調整グループ	原爆養護ホームへの入所相談	082-513-3109
被爆者・毒ガス障害者手当グループ	手当に関する相談	082-513-3115
援護グループ	手帳, 健康診断, 医療費についての相談	082-513-3116

■ 広島市内各区役所

所 属	部 課 名	電話番号	
広島市	中区	厚生部地域支えあい課	082-504-2528
	東区	厚生部地域支えあい課	082-568-7729
	南区	厚生部地域支えあい課	082-250-4108
	西区	厚生部地域支えあい課	082-294-6235
	安佐南区	厚生部地域支えあい課	082-831-4942
	安佐北区	厚生部地域支えあい課	082-819-0586
	安芸区	厚生部地域支えあい課	082-821-2809
	佐伯区	厚生部地域支えあい課	082-943-9731

■ 広島市役所原爆被害対策部

援護課認定係	手帳についての相談	082-504-2193
援護課援護係	各種手当等に関する相談	082-504-2194
	認定被爆者、健康診断、医療費についての相談	082-504-2195
被爆者相談ダイヤル		082-504-2196

《被爆者健康手帳（A5版）の見本》

(表 紙)

公費負担者番号：19346014
公費負担医療の受給者番号

被爆者健康手帳

ふりがな 男
氏 名 女

(1 ページ目)

公費負担者番号：19346014
公費負担医療の受給者番号

広島県知事

氏 名 (男・女)、生年月日
被爆時の年齢
居住地 (現在地)
交付年月日

※**交付元を確認する!**
・手帳の見本は広島県が発行した被爆者健康手帳の場合

- 各種手続きの方法など詳細については、市町役場または県庁被爆者支援課にお問い合わせください。また、広島県ホームページに「原爆被爆者の援護のしおり」を掲載しておりますので、ご参考としてください。
- 広島市長など、広島県知事以外から被爆者健康手帳の交付を受けている場合は、交付を受けた都道府県、広島市または長崎市の原爆担当課にお問い合わせください。